

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第十九条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

（基準所得税額）

第十一条 この章において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額（附帯税の額を除く。）をいう。
一 非永住者以外の居住者 所得税法第七条第一項第一号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九十三条及び第九十五条の規定を除く。次号において同じ。）により計算した所得税の額

二 省略

三 非居住者 所得税法第七条第一項第三号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六十五条の五の三及び第一百六十五条の六の規定並びに租税特別措置法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百七十条の規定を除く。）により計算した所得税の額

四 内国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百七十五条の規定を除く。）により計算した所得税の額

イ・ロ 省略

五 外国法人 次に掲げる所得につき、所得税法、租税特別措置法その他所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第九条の三の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百七十九条の規定を除く。）により計算した所得税の額

イ・ロ 省略

（分配時調整外国税相当額の控除）

第十三条の二 復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成三十二年から平成四十九年までの各年において第三十三条第一項の規定により読み

替えて適用される所得税法第九十三条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する分配時調整外国税相当額がその年分の所得税の額として政令で定める金額を超えるときは、政令で定めるところにより、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

2 | 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成三十一年から平成四十九年までの各年において第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第一百六十五条の五の三第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する分配時調整外国税相当額が次に掲げる金額のうちいかが少ない金額を超えるときは、その年の所得税法第一百六十五条の五の三第一項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同条及び同法第一百六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額として政令で定める金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

— その年の所得税法第一百六十五条の五の三第一項に規定する控除限度額

二 | その年分の所得税法第一百六十四条第一項第一号に定める国内源泉所得に係る所得の金額につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第一百六十五条の五の三及び第一百六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額（附帯税の額を除く。）

3 | 前二項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に分配時調整外国税相当額（第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項に規定する分配時調整外国税相当額又は第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第一百六十五条の五の三第一項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）、前二項の規定による控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該書類に分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。
4 | 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国税額の控除)

第十四条 復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成二十五年から平成四十九年までの各年において所得税法第九十五条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、前二条の規定を適用して計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

2 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成二十九年から平成四十九年までの各年において所得税法第一百六十五条の六第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第一百六十五条の五の三及び第一百六十五条の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前二条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

3 省略

(復興特別所得税申告書の提出がない場合の税額の特例)

第十五条 復興特別所得税申告書を提出する義務がない者に対して課する復興特別所得税の額は、第十二条から前条までの規定により計算した復興特別所得税の額によらず、その者のその年分の第十七条第四項に規定する予納特別税額及び源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額の合計額による。

(課税標準及び税額の申告)

第十七条 所得税法第二十条第一項、第二百二十四条第一項（同法第二百一十五条第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第一項、

(外国税額の控除)

第十四条 復興特別所得税申告書を提出する居住者が平成二十五年から平成四十九年までの各年において所得税法第九十五条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、前条の規定を適用して計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

2 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成二十九年から平成四十九年までの各年において所得税法第一百六十五条の六第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得税の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同条の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

3 同上

(復興特別所得税申告書の提出がない場合の税額の特例)

第十五条 復興特別所得税申告書を提出する義務がない者に対して課する復興特別所得税の額は、前三条の規定により計算した復興特別所得税の額によらず、その者のその年分の第十七条第四項に規定する予納特別税額及び源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額の合計額による。

(課税標準及び税額の申告)

第十七条 同上

第一百二十六条第一項又は第一百二十七条第一項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該確定申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一 省 略

二 前号に掲げる基準所得税額につき第十三条から第十四条までの規定を適用して計算した復興特別所得税の額

三・七 省 略

257 省 略

（源泉徴収義務等）

第二十八条 省 略

2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額（第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定により控除された金額がある場合は、同項の規定による控除をしないで計算した所得税の額）に百分の二の一の税率を乗じて計算した金額とする。

3 前二項の場合において、第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項各号に定める金額のうち同一条第一項に規定する上場株式等の配当等に係る所得税の額から同条第三項の規定による控除をしてなお控除しきれない金額があるときは、当該金額は、第一項の規定により当該所得税と併せて徴収して納付すべき当該上場株式等の配当等に係る復興特別所得税の額を限度として当該復興特別所得税の額から控除するものとする。

4 前項の規定のある場合における第十三条、第十七条及び前条の規定の適用については、第十三条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（所得税法第七十条の規定及び第二十八条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」と、第十七条第一項第三号中「金額。」とあるのは「金額とし、租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等の交付を受けた場合には、当該上場株式等の配当等（同法第八条の五第一項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る第二十八条第三項の規定によ

一 同 上

二 前号に掲げる基準所得税額につき第十三条及び第十四条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

三・七 同 上

257 同 上

（源泉徴収義務等）

第二十八条 同 上

2 前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の額は、同項に規定する規定その他の所得税に関する法令の規定により徴収して納付すべき所得税の額に百分の二・一の税率を乗じて計算した金額とする。

り控除された金額に相当する金額及び第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第九条の三の二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち復興特別所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を加算した金額とする。」と、前条中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（次条第三項の規定の適用がある場合には、同項の規定により控除された金額を控除した金額）」とする。

6|5
省 略

10|9|8|7|
省 略 省 略
租税特別措置法第三十七条の十一の六第七項の規定により、同法第九条の三の二第一項の規定により既に徴収した所得税の還付をすべき者は前項の規定にかかるらず、その還付（同法第三十七条の十一の六第七項の規定により平成三十二年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に行うべき還付に限る。）の際、当該所得税と併せて既に徴収した復興特別所得税の額が、同法第三十七条の十一の六第六項の規定を適用して計算した同法第九条の三の二第一項の規定により徴収すべき所得税と併せて徴収すべき復興特別所得税の額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する復興特別所得税を、当該還付をすべき所得税に併せて当該所得税の還付を受ける者に対して還付しなければならない。

11
第一項の規定による復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付があつた場合（当該所得税について第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第三項の規定の適用があつた場合に限る。）又は第六項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があつた場合においては、前項の規定にかかるらず、その徴収及び納付又は還付をした額を第一項又は第六項の規定により併せて徴収及び納付又は還付をすべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の徴収及び納付又は還付があつたものとする。

7| 第五項及び第六項の規定による還付の手続、前二項の規定により徴収及び納付又は還付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理のとする。

6|5|4|
同 同 同
上 上 上

3| 同 上

のその処理の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例)

第二十九条 省略

- 2 前条第九項及び第十一項の規定は、前項に規定する金額による所得税及び復興特別所得税の徵収及び納付があつた場合について準用する。
- 3 省略

(年末調整)

第三十条 省略

2 省略

- 3 第二十八条第九項及び第十一項の規定は、第一項又は前項の規定により読み替えて準用する所得税法第百九十一条若しくは第百九十二条の規定による所得税及び復興特別所得税の充當若しくは納付又は還付若しくは徵収があつた場合について準用する。

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)

- 第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

号	第一項第三 第四十五条	第一欄		省略	第二欄	第三欄	第四欄
		所得稅法	省略				
所得稅	所得稅及 び復興特別所 得稅	省略	省略	省略	省略	省略	省略
得稅	所得稅及 び復興特別所 得稅	省略	省略	省略	省略	省略	省略

方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(居住者の給与等に係る源泉徴収税額及び源泉徴収特別税額の特例)

第二十九条 同上

- 2 前条第六項及び第七項の規定は、前項に規定する金額による所得税及び復興特別所得税の徵収及び納付があつた場合について準用する。
- 3 同上

(年末調整)

第三十条 同上

2 同上

- 3 第二十八条第六項及び第七項の規定は、第一項又は前項の規定により読み替えて準用する所得税法第百九十一条若しくは第百九十二条の規定による所得税及び復興特別所得税の充當若しくは納付又は還付若しくは徵収があつた場合について準用する。

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)

- 第三十三条 同上

号	第一項第三 第四十五条	第一欄		同上	第二欄	第三欄	第四欄
		同上	同上				
所得稅	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
得稅	所得稅及 び復興特別所 得稅	同上	同上	同上	同上	同上	同上

省略				省略			項	第一百六十五条 第六第二	第一百六十五条 第五の三	第一項	省略			省略	省略	第一項	第九十三条
省略		の控除限度額と	係る所得税の額		省略	省略	省略	省略	省略	省略	係る所得税の額						
省略		の控除限度額と	係る所得税及び復興特別所得税の額の合計額		省略	省略	省略	省略	省略	省略	別所得税の額の合計額						

同上			同上			同上			項	第一百六十五条 第六第二	同上			同上			
同上	の控除限度額と		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上								
同上	の控除限度額と		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上								

						租税特別措置法
省略	第八条の四 第三項第四号	同法第九条の六 第三項	同法第九条の六 第三項	省略	省略	省略
の四第三項 同法第九条の六	同法第九条の六 の三第三項	同法第九条の六 の二第三項	同法第九条の六 の二第三項	第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の二第三項	第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の二第三項	東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の二第三項
六の四第三項 税特別措置法第九条の六 第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の三第三項	特別措置法第三十三条 第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の三第三項	特別措置法第三十三条 第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の三第三項	特別措置法第三十三条 第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の三第三項	又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七十七号。以下この項において「特別措置法」という。）第二十一条第三項各号	又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七十七号。以下この項において「特別措置法」という。）第二十一条第三項各号	東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百七十七号。以下この項において「特別措置法」という。）第二十一条第三項各号

						同上
同上	第三十九条 第四項	同上	同上	同上	同上	同上
六の四第三項 税特別措置法第九条の六 第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六の三第三項	第三十九条 第四項 各号	第三十九条 第四項 各号	第三十九条 第四項 各号	第三十九条 第四項 各号	第三十九条 第四項 各号	第三十九条 第四項 各号

及び当該 係る同法	所得税の額に 及ぼす影響	所得税の額の合計額に 及ぼす影響	所得税及び復興特別所 得税の額の規定による 読み替え適用される 租税特別措置法	並びに当該 係る特別措置法第三十 三条第一項の規定によ り読み替えて適用され る租税特別措置法	並びに当該 特定調整外国税 相当額()	第一項の規定による 所得税の額 「と、同法」	同法第八条の四 第一項の規定による 所得税の額 「と、同法」	特定調整外国税 相当額()
外國税 及び特定調整 外國税 相当額()	法 租税特別措置法第八条 の四第一項の規定による 所得税の額「と、同 法」 「特定復興調整対象外 國税相当額」という。	の部分の金額として政 令で定める金額(以下 「特定復興調整対象外 國税相当額」とい う。)	額に対応する部分以外 のうち所得税及び復興 特別所得税の額の合計 額に相当する金額	の規定により控除され た金額に相当する金額 のうち所得税及び復興 特別所得税の額の合計 額に対応する部分以外 の部分の金額として政 令で定める金額(以下 「特定復興調整対象外 國税相当額」とい う。)	得税の額の合計額に 及ぼす影響	所得税及び復興特別所 得税の額の規定による 読み替え適用される 租税特別措置法	並びに当該 特定調整外国税 相当額()	並びに当該 特定調整 外國税 相当額()

第九条の三 の二第六項 第一号	第九条の三 の二第二項	第九条の三 の二第一号
に相当する	は、同法 及び当該上場株式等の配当等に係る同法	所得税法 並びに当該上場株式等の配当等に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)
に相当する金額及び特別措置法第二十八条第三項（源泉徴収義務等）	は、所得税法 並びに当該上場株式等の配当等に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	所得税法及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)の額の合計額 及び復興特別所得税の額

法 「租税特別措置」		の額		に相当する		法 （租税特別措置）		の額 （うち所得税）	
源の確保 に関する特 別	施するため に必要な財 産	「東日本大震災からの 復興のための施策を実 施するための必要な財 産の確保に関する特 別措置法」（以下この項に おいて「特別措置法」 といふ。）第三十三条 第一項（復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法	額の合計額 及び復興特別所得税の 額	三項（源泉徴収義務等 ）の規定により控除さ れた金額に相当する	に相当する金額及び特 別措置法第二十八条第 三項（源泉徴収義務等 ）の規定により控除さ れた金額に相当する	（東日本大震災からの 復興のための施策を実 施するために必要な財 源の確保に関する特 別措置法（以下この項に おいて「特別措置法」 といふ。）第三十三条 第一項（復興特別所得 税に係る所得税法の適 用の特例等）の規定に より読み替えて適用さ れる租税特別措置法	計額	（うち所得税及び復 興特別所得税の額の合 計額）	（規定により控除さ れた金額に相当する）

第九条の六 の二第三項	第九条の六 の二第一項	第九条の六 第四項及び 第九条の六 の二第一項	第九条の六	第九条の六	第三項	第九条の六 第一項	第九条の六 第一項	所得税の額 の合計額	所得税及び復興特別所 の額	租税特別措置法	措置法第三十三条第一 項（復興特別所得税に 係る所得税法の適用の 特例等）の規定により 読み替えて適用される 租税特別措置法
同法の 所得税の額	所得税の額	ついては、同法		同法の 所得税の額	同法	所得税の額 の合計額	所得税及び復興特別所 の額	所得税の額 の合計額	所得税及び復興特別所 の額		
からの復興のための施 策を実施するためには必 要な財源の確保に関する 同法及び東日本大震災 の復興特別所	所得税及び復興特別所 の額の合計額	ついては、所得税法	所得税及び復興特別所 の額の合計額	からの復興のための施 策を実施するためには必 要な財源の確保に関する 特別措置法の	同法及び東日本大震災	所得税及び復興特別所 の額の合計額	所得税及び復興特別所 の額	所得税及び復興特別所 の額	所得税及び復興特別所 の額		

第九条の六 の四第三項	第九条の六 の一項	第九条の六 の三第四項 及び第九条 の六の四第 一項	所得税の額	ついては、同法	同法の	所得税の額	第九条の六 の三第三項	第九条の六 の一項	第九条の六 の二第四項 及び第九条 の六の三第 一項	第九条の六 の二第四項 及び第九条 の六の三第 一項	ついては、同法
同法の 策を実施する ために必	所得税の額		所得税の額	ついては、同法	同法の	所得税の額			所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	ついては、所得税法
から復興のための施 同法及び東日本大震災	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額		所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	ついては、所得税法	同法及び東日本大震災 からの復興のための施 策を実施するためには 必要な財源の確保に よる特別措置法の	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額			所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	る特別措置法の

省略	省略	省略	省略	省略	省略	第三十九条	第四項	第九条の六	第九条の四	第四項	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	所得税につき所 得税法第百五十 三条の二第一項 各号	所得税につき所 得税法第百五十 三条の二第一項 各号	所得税の額	所得税及び復興特別所 得税法第百五 十三条の二第一項各号	所得税及び復興特別所 得税法第百五 十三条の二第一項各号	ついては、同法
省略	省略	省略	省略	省略	省略	又は東日本大震災から の復興のための施策を 実施するため必要な 財源の確保に関する特 別措置法(以下この項 において「特別措置法 」という。)第二十一 条第三項各号	又は東日本大震災から の復興のための施策を 実施するため必要な 財源の確保に関する特 別措置法(以下この項 において「特別措置法 」という。)第二十一 条第三項各号	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	所得税及び復興特別所 得税の額の合計額	ついては、所得税法 による特別措置法の 必要な財源の確保に關す	

同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	

項第一号	三の三第四	八条の九十	及び第六十	四項第一号	の九十一第	第六十八条	項第一号、	九の三第四	第六十六条	省略								
									、法人税	省略								
									、復興特別所得税の額 (附帯税の額を除く。)	省略								

四項	十三の三第三	十八条の九	及び第六	項第一号	九十一第四	第六十八条	第四項、第	条の九の三	第六十六条	同上								
) 及び法人税	同上								
) 、復興特別所得税の額 (附帯税の額を除く。) 及び法人税	同上								

(昭和三十一年法律二百七十五号)十二年法律(昭和二十五年)第百七十九号		災害被災者に対する租税の减免、徴収猶予等に関する法											
(昭和三十一年法律二百七十五号)十二年法律(昭和二十五年)第百七十九号		災害被災者に対する租税の减免、徴収猶予等に関する法											
一項 第十八条第一項	省略	省略				省略				省略			
を還付する	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
と当該徴収された所得の額につき特別措置	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上				同上									
同上		同上		同上				同上		同上		同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
と当該徴収された所得の額につき特別措置	同上												

第十八条第二項	二項	
を還付する		<p>法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（次項前段又は同条第五項（租税特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部と併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第九項及び第三十一条第三項の規定を準用する。</p> <p>と当該徴収された所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（前項前段又は同条第五項（租税特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部と併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第九項及び第三十一条第三項の規定を準用する。</p>

法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（次項前段又は同条第三項（租税特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部と併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第六項及び第三十一条第三項の規定を準用する。	同上	同上
法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額（前項前段又は同条第三項（租税特別措置法第四十一条の十二第五項に係る部分に限る。）の規定により併せて還付した額を除く。）に相当する金額の全部又は一部と併せて還付する。この場合においては、特別措置法第二十八条第六項及び第三十一条第三項の規定を準用する。	同上	同上

第三十三条规定を支給する	省略								
第一項と当該納付された金額につき特別措置法第二十一条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額に相当する給付金（以下この条において「復興特別所得税過誤納相当額」という。）と併せて支給するものとして支給するものとし、特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納相当額の支給があつた場合においては特別措置法第二十八条规定を、特別過誤納金	省略								

び第三十一条第三項の規定を準用する

同上									
同上									

び第三十一条第三項の規定を準用する

省略											
省略											
省略	及び復興特別所得税過誤納相当額の計算並びに特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納相当額を未納の源泉徴収に係る復興特別所得税及び所得税に充当する場合については特別措置法第三十一条第三項の規定を、それぞれ準用する										

同上											
同上	及び復興特別所得税過誤納相当額の計算並びに特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納相当額を未納の源泉徴収に係る復興特別所得税及び所得税に充当する場合については特別措置法第三十一条第三項の規定を、それぞれ準用する										
同上	及び復興特別所得税過誤納相当額の計算並びに特別過誤納金及び復興特別所得税過誤納相当額を未納の源泉徴収に係る復興特別所得税及び所得税に充当する場合については特別措置法第三十一条第三項の規定を、それぞれ準用する										

租税条約等の実施に伴う所得税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和十四年法律第十六号)と当該所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額に相当する金額とを併せて還付する。この場合においては、同条第九項及び特別措置法第三十一条第三項の規定を準用する										省略	省略	省略	省略
第一項 第三条の三	省略				第三条第二項	省略				省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	を還付する				省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	と当該所得税の額につき特別措置法第二十八条第一項の規定により併せて徴収された復興特別所得税の額に相当する金額とを併せて還付する。この場合においては、同条第九項及び特別措置法第三十一条第三項の規定を準用する				省略	省略	省略	省略	省略

同上													
同上													
同上													